岩手大学体育施設規則

平成16年4月1日 制 定令和2年10月1日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、岩手大学運動場、野球場、第一庭球場、第二庭球場、第一体育館、 第二体育館及びプール(以下「体育施設」という。)について必要な事項を定める。

(管理運営)

- 第2条 体育施設の管理運営責任者(以下「責任者」という。)は、教育を担当する理事 又は副学長をもって充てる。
- 2 責任者の職務を助け、体育施設の事務を処理するため主事を置き、学生支援課長をもって充てる。
- 3 体育施設の管理運営に関する審議は、岩手大学学生支援委員会が行う。

(使用の範囲)

- 第3条 体育施設は、本学の体育の授業及び研究に使用するほか、次の各号に掲げる場合 に、使用することができる。
 - 一 本学学生の課外活動
 - 二 本学主催の体育行事
 - 三 本学の学生又は職員のレクリエーション及び体育行事等
 - 四 その他、責任者が必要と認めた場合

(長期の使用計画)

- 第4条 体育の授業及び研究に使用する場合は、担当教員が学期間又は年度間の使用計画 をあらかじめ責任者に届け出なければならない。
- 2 第3条第1号の事由により長期に使用するサークル団体は、学期間の使用計画をあらかじめ責任者に提出し、許可を得なければならない。

(使用の時間)

第5条 体育施設を使用できる時間は、各施設毎に別に定める。

(休業日)

第6条 体育施設の休業日は、12月28日から翌年1月4日まで及び全学一斉休業日と する。

(使用日時の変更)

第7条 前2条の規定にかかわらず、責任者が特に必要と認める場合には、使用時間の延長・短縮及び休業日の使用を許可し、又は別に休業日を設けることができる。

(使用の許可)

第8条 第3条各号の事由により体育施設の使用を希望する者は、責任者に使用願を提出 し、許可を得なければならない。 2 本学の学生又は職員が、個人又は複数で短時間使用する場合は、前項の規定にかかわらず、使用許可の手続きを省略することができる。この場合における使用は、体育の授業及び前項の許可を受けた者の使用を妨げてはならない。

(使用の変更及び中止)

- 第9条 使用者は、使用許可を得た後、許可の内容を変更しようとするときは、事前に責任者の許可を得なければならない。
- 2 使用者は、使用許可を得た後、体育施設の使用を中止するときは、速やかに責任者に 届け出なければならない。

(遵守事項)

- 第10条 体育施設を使用する者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。
 - 一 許可を得た目的以外に使用し、又は転貸しないこと。
 - 二 使用時間を厳守すること。
 - 三 設備・備品等を無断で改造、廃棄、新設、移動又は転貸しないこと。
 - 四 設備・備品等に異常を認めた場合は、速やかに学生支援課に届け出ること。
 - 五 火気の取扱いには、細心の注意を払い、火災予防に万全を期すこと。
 - 六 その他使用に際しては、学生支援課担当者の指示に従うこと。

(使用許可の取消)

- 第11条 責任者は、体育施設の使用を許可した後、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、使用の許可を取り消すことができる。
 - 一 使用願に虚偽の記載があったとき。
 - 二 前条に定める遵守事項並びに別に定める使用心得に違反したとき。
 - 三 その他使用させることが適当でないと認めるとき。
- 2 責任者は、前項に規定する場合のほか、本学において緊急に使用の必要が生じたときは、使用許可を取り消すことができる。

(損害賠償)

第12条 体育施設を使用する者は、故意又は重大な過失により施設設備を滅失し、又は 損傷したときは、直ちに責任者に届け出るとともに、遅滞なくこれを原状に回復し、又 はその損害を賠償しなければならない。

(鍵の管理)

- 第13条 体育施設の鍵の管理は、学生支援課において行うものとする。
- 2 体育施設を使用する者は、使用の都度、学生支援課から鍵を受け取り、使用後は速や かに返却しなければならない。

(事故の責任)

第14条 使用者は、使用中に発生した事故について、その責任を負うものとする。

(学外者の使用等)

- 第15条 学外者の体育施設の使用は、第3条に規定する使用に支障のない場合に限り、 許可することができる。
- 2 前項の使用の手続は、第8条の規定によるほか、岩手大学が別に定める規則の手続き

によるものとする。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、体育施設の使用に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成17年3月17日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附則

1 この規則は、平成17年7月22日から施行し、平成17年7月1日から適用する。

2 · 3 (省略)

附則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成20年6月18日から施行し、平成20年6月5日から適用する。

附則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。